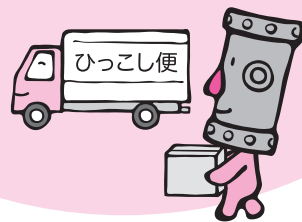


# 引っ越しのシーズンです。 水道の手続きもお忘れなく!

# 上 下 水道局だより 水道の広場

3月・4月は転入や転出の時期です。水道の使用中止・開始の手続きを忘れずをお願いします。大変混み合う時期ですので、引っ越しの一週間前までに手続きをお願いします。



## 電話で手続き

### ◆連絡先

上下水道局お客様センター

☎(023)8431



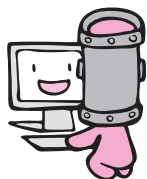
### ◆受付時間

平日の午前8時30分～午後5時15分

## インターネットで手続き

使用中・開始の手続きは、インターネットからできます。詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/>



## 使用を中止するとき

次のことをお知らせください。

- お客様番号(水道使用量・料金等のお知らせ)か「納入通知書兼領収書」に記載されています)
- 住所(アパート名と部屋番号も)
- 氏名(水道使用者名)
- 電話番号(引っ越しまたは携帯電話)
- 引っ越し日(使用を中止する日)
- 引っ越し先の住所
- ◆ 市内で引っ越しする場合は、引っ越し先の使用開始も同時に手続きできません。忘れずをお願いします。

## 使用を開始するとき

次のことをお知らせください。

- 住所(アパート名と部屋番号も)
- 氏名(水道使用者名)
- 電話番号(引っ越しまたは携帯電話)
- 引っ越し日(使用を開始する日)
- ◆ アパートや貸家などの玄関、ポストにある「口座振替申込書」でも届け出ができます。必要事項を書いて返信用封筒でお送りください。
- ◆ 入居したときに水が出るか確認してください。水抜き栓を操作しても水が出ない場合は上下水道局お客様センターへご連絡ください。

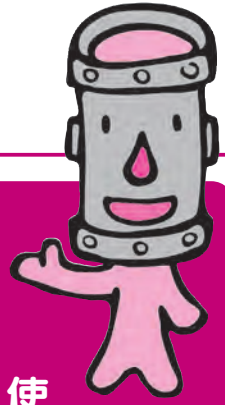
## 水道料金などのお支払いは 便利な口座振替で

水道料金や下水道使用料などのお支払いは、簡単に便利な口座振替をご利用ください。預金通帳と通帳印をお持ちになり、取り扱い金融機関、または上下水道局お客様センター(川尻みよし町14-8)へお申し込みください。

◆ 口座振替をご利用のかたは、2か月ごとの支払いを「毎月支払い」にすることが出来ます(メーター検針は2か月ごと)。なお、毎月支払いをしているかたで、2回続けて振替ができなかったときは、このサービスを利用できなくなりますのでご注意ください。

## 口座振替を利用している かたが引っ越しするとき

- 市内での引っ越しの場合、お申し出いただくと引っ越し先でも同じ口座を継続してご利用できます。
- 引っ越しに伴って振替口座を解約する場合は、金融機関かコンビニエンスストアで支払うことができる納入通知書をお送りします。
- ◆ いずれも、引っ越しの手続きの際にお申し出ください。



4月1日から、  
水道・下水道の  
使用開始・中止、  
料金徴収などの業務を  
民間に委託します。

手続きの方法やサービスの  
内容はこれまでと同じです。

#### ◆民間委託について

上下水道局では、今年4月1日から、使用開始や中止の受け付け、料金の収納や電算処理などの業務を、すでに民間に委託しているメーターの検針業務などと一緒に、民間事業者に委託し、一層のサービスの向上とコストの縮減、業務の効率化を図ります。

#### ◆個人情報の保護

上下水道局と委託業者が、個人情報の取り扱いの重要性を十分認識し、保護対策に万全を期します。

#### ◆委託先は、

秋田市上下水道サービス株式会社

委託先の秋田市上下水道サービス(株)の社員がご家庭を訪問するときは、市上下水道局が交付する身分証明書を携帯しています。ご不審な点がある場合は身分証明書の提示をお求めください。

#### ◆委託業務の内容

- ・窓口または電話による受付業務
- ・水道料金などの収納業務および滞納整理業務
- ・電子計算処理業務
- ・水道メーターの検針業務
- ・開栓・閉栓業務および精算業務
- ・検満メーター取替業務および附帯業務
- ・宿日直業務など

#### 【窓口】

上下水道局お客様センター

☎(023)8431

#### 【営業時間】

午前8時30分～午後5時15分

(土・日、祝日、年末年始を除く)

こんなときはご連絡を

- 届け出をしている水道の利用者や、共同住宅などの所有者が変わったとき
- 家屋の解体などで水道の使用を中止するとき
- 長期出張、旅行、入院などで長期間水道を使用しないとき
- 水道の使用を休止している住宅を、清掃などで一時的に使うとき

水道水以外の水を使用する  
場合の下水道使用料など

井戸水や沢水など、水道水以外の水を使用し、その排水を公共下水道や農業集落排水、市が設置した浄化槽へ流す場合は、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料を負担していただくこととなります。そのため、水道水以外の水の使用を開始または中止する場合は、お客様センターへ必ず届け出てください。

また、現在、水道水以外の水を使用していて、まだ届け出をしていないかたは、お客様センターへご連絡ください。



上下水道の広場は  
次のページに続きます